

吉備中央町商工会ベリーグッドカード事業加盟店規約

(目的)

第1条 吉備中央町商工会（以下、商工会という）が行うカード事業は、地域通貨としての電子マネー機能を持つポイントカード事業であり、地域経済が域内で循環する仕掛けとする。地域消費者を優待し、町外への顧客流出防止と固定客の確保並びに販売の拡大・増加促進を図り、加えて観光客等も交流人口として対象とし、加盟店の経営意欲向上と吉備中央町の商業振興、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(発行者と名称)

第2条 本規約における電子マネー機能付きポイントカードは商工会が発行し、「ベリーグッドカード」と称する。このベリーグッドカードに商工会が発行する電子マネーを「へそPAY」と称する。

(定義)

第3条 本規約における次の用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) へそPAYとは、商工会が発行したベリーグッドカードに記録される金銭的価値を証するものをいう。
- (2) 加盟店とは、ベリーグッドカードのポイントサービスとへそPAYを利用できる事業所のことを言い、加盟店は「ベリーグッドカード会加盟店ステッカー」を掲示する。
- (3) チャージとは、商工会所定の方法により、ベリーグッドカードにへそPAYを加算することを言う。
- (4) へそPAY残高とは、ベリーグッドカード会員が利用可能なへそPAYの量を言う。

(事業参加)

第4条 本カード事業には、吉備中央町内の事業所の中から加盟店を募るものとする。

(顧客に対するポイントの進呈数と方法)

第5条 お客様に対するポイントの進呈数と方法は次のとおりとする。

- (1) 加盟店は、お客様のお買上げに応じてポイントサービスを行うものとし、原則として100円（税抜き）毎に、1ポイントを進呈する。お買上げとは現金のみとする。
- (2) 特価品又は特別商品、配達商品等へのポイントの進呈については、加盟店の責任において行うものとし、ポイントの進呈を行わない場合には、その旨をはつきりと表示し、お客様に了承を頂くこととする。また、商工会にその内容を文章で報告する。
- (3) 加盟店は、商工会で統一して実施するポイントの倍セール等のイベント等には必ず参加する。
- (4) 各加盟店におけるポイントの倍セール等は加盟店の自由とする。
- (5) 原則として加盟店以外はポイントの進呈および精算はできない。
- (6) (1) および(2)については業種業態によって特に商工会会長が認める場合はこの限りではない。また(5)については、商工会が認めた者はこの限りではない。
- (7) 不正と認められる行為があった場合は理事会で協議の上、除名できるものとする。

(顧客のへそPAYとポイント利用)

第6条 お客様のポイントの利用は次のとおりとする。

- (1) お客様のカードに付与されたポイントは1ポイント1円で利用できる。
- (2) ポイントはベリーグッドカード加盟店で利用できる。
- (3) ポイントによるお買い物に対しては、ポイントは進呈しない。
- (4) へそPAYによるお買い物に対しても、ポイントは進呈しない。
- (5) ポイントの有効期限は最終発行年度の年度末から3年後の年度末までとする。有効期限は年度管理（4月1日～翌3月31日）とする。有効期限が切れたポイントは無効とする。年度最終日の翌日に有効期限が切れたポイントのみ現在ポイント残高より減算する。
- (6) へそPAYの有効期限はチャージ月の月末から5か月後の月末までとする。有効期限以降のへそPAYは無効となるが、チャージ月ごとに有効期限が異なる為、異なるチャージ月の残高は失効しない。なお失効した残高は現金の払戻しも行

わない。

(発行したポイントの決済方法)

第7条 ポイントの販売は商工会事務局にて行う。

- 2 加盟店が発行するポイントは1ポイント1.75円（税込み）とする。
- 3 加盟店が発行したへそPAYとポイントは、毎月15日と月末に締め、決済または入金済みへそPAYと交換済ポイント金額と相殺したうえで、当月末と翌月15日（いずれも休日の場合は翌営業日）に別に商工会が指定する金融機関の口座振替にて決済とする。口座振替不能の場合は、加盟店が商工会事務局にて支払うものとする。
- 4 第2項については、別途定める期間は金額の変更を行う。

(ベリーグッドカード事業運営)

第8条 ベリーグッドカード事業運営については、ロマン高原カード会に委託して行う。この場合において、事業計画、収支予算を立案し、理事会の承認にて実施されるものとする。

(機器の貸与)

第9条 加盟店の店舗に設置する端末機器は、本商工会の所有とし、加盟店に無償で貸与するものとする。

- 2 端末機器は商工会の許可なしに、他人に貸与、譲渡することはできない。
- 3 加盟店の過失、不注意により、端末機器を破損または紛失した場合、加盟店の負担において修理、弁済するものとする。
- 4 端末機器に故障もしくはその兆候があるときには、商工会に速やかに連絡するものとする。
- 5 加盟店が定款の定めにより、商工会を脱退または除名を受けたときには、端末機器および加盟店であることの表示等を速やかに本商工会に返却するものとする。

(ベリーグッドカードのシステム利用料)

第10条 システム利用料は毎月15日払いとし口座振替を原則とする。

- 2 システム利用料は、端末機1台につき800円(税別)／月とする。
- 3 口座振替不能の場合は、加盟店が商工会事務局にて支払うものとする。指定した期日まで支払われない場合は、加盟店のサービスを停止する場合もある。

(年会費)

第11条 加盟店のカード事業年会費は徴収しない。

(退会並びに端末機器の使用停止と返却)

第13条 加盟事業所の都合によりカード事業を退会する場合は、当会所定の届出書をもってその旨の届け出を行い、期日をもつて端末機器の使用を停止し、当会に返却するものとする。

- 2 退会は当会が承認した場合、申し込み月の翌月末をもって退会とする。
- 3 加盟から満2年が経過せず退会する場合は、違約金として20,000円を当会に支払うものとする。
- 4 加盟事業所が次のいずれかに該当した場合、当会は加盟事業所に通知することなくベリーグッドカードの利用を停止し、又は加盟事業所の資格を取り消すことができるものとする。加盟事業所は当会が端末機その他当会からの貸し出している関連物の返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申告をしたとき。
- (2) 本約款のいずれかに違反したとき。
- (3) その他、当会が加盟事業所として不適格と判断したとき。

- 5 端末機器回収に要した一切の費用は会員が負担するものとする。

(端末利用時の通信費)

第14条 端末利用に必要な通信費は次のとおりとする。

- (1) 端末利用時の通信費は、各加盟店の負担とする。
- (2) 加盟店に通信環境がない場合には、商工会が推奨するモバイルルーターを、初期費用25,000円（税抜）、月額費用500円（税抜）／月にて利用できる。その際の月額費用の支払いは、第10条のシステム利用料とともに毎月15日に口座振替に

ておこなう。

(へそPAYの入金とポイント加点間違え)

第15条 加盟店がお客様にへそPAYの入金およびポイントの加点間違えをした場合は、次のとおりとする。

- (1) すぐに間違いに気づいた場合はその場で取り消し処理をする。
- (2) 同店舗、同端末機で訂正処理を行い（お客様の残高がある場合）、訂正処理ができない場合（お客様の残高がない場合）は入金間違いの金額および加点間違い分のポイントは加盟店が負担する。
- (3) 少なく入金または加点していた場合は、不足分を追加する。

(ベリーグッドカード再発行)

第16条 ベリーグッドカードの発行手数料は有料とし、次のとおりとする。

- (1) お客様がベリーグッドカードの破損、紛失してしまった場合のカード再発行手数料は200円（税込み）とし、商工会事務局で行う。
- (2) 再発行した際は、ベリーグッドカードの登録情報、へそPAY、ポイントも引き継ぐものとする。ただし引き継ぐ残高は、再発行時点での残高を引き継ぐものとする、また個人情報等が正しく登録されている場合に限る。

(ベリーグッドカード忘れ対策)

第17条 お客様がベリーグッドカードを忘れた場合は、次のとおりとする。

- (1) お客様がベリーグッドカードを忘れた場合は、必ずポイント預かり券を発行する。
- (2) 預かり券での加点は加盟店であればどこでもできるが、発行加盟店の利用を推奨するものとする。
- (3) 預かり券で加点したポイントの精算は預かり券発行加盟店とする。
- (4) 預かり券の加点有効期限は発行の日から14日間とし、期日以降は無効とする。

(未登録ベリーグッドカードおよび破損等のベリーグッドカード管理)

第18条 未登録ベリーグッドカードは商工会が保管し、破損等によるベリーグッドカードの処理は、裁断処理する。

(ベリーグッドカード発行および情報登録について)

第19条 取り扱いは、商工会事務局で行う。但し、加盟店でもベリーグッドカードの会員を募集できることとする。加盟店でベリーグッドカードの募集を行う場合は、別に定める業務委託契約書を商工会と加盟店で締結することとする。

(へそPAYのチャージについて)

第20条 お客様がベリーグッドカードにへそPAYを入金する場合は、次のとおりとする。

- (1) へそPAYのチャージは、全加盟店で入金できるものとする。
- (2) ベリーグッドカードへのチャージは1,000円単位で200,000円まで可能とする。

(来店ポイント)

第21条 来店ポイント発行については、加盟店および商工会ベリーグッドカード事業に趣旨賛同し参加する施設において、来店または来所、来院したお客様に対し、お買上げに対するポイントとは別に一律で進呈するポイントをいう。

(ボランティアポイント)

第22条 ボランティアポイント発行については、加盟店および商工会ベリーグッドカード事業に趣旨賛同し参加する団体において、ボランティアをしたお客様に対し、お買上げに対するポイントとは別に一律で進呈するポイントをいう。

(健康ポイント)

第23条 健康ポイント発行については、加盟店および商工会ベリーグッドカード事業に趣旨賛同し参加する事業所等において、健康増進に貢献したお客様に対し、お買上げに対するポイントとは別に一律で進呈するポイントをいう。

(個人情報取り扱い)

第24条 会員から得た個人情報は個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し個人情報の処理を行うにあたっては、個人データの安全性が図れるよう、必要かつ適切な管理を行うものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第25条 加盟店は次に定める事項を表明し、保証する。

(1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと。

(2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。

(3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。

(4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。

2 商工会は、加盟店が前項に違反したと認める場合には、通知、催告、その他の手続きを要しないで、直ちに加盟店を除名する事とするができる。この場合、加盟店は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

(加盟店資格の喪失)

第26条 加盟店が次のいずれかに該当する場合、当会の判断により加盟店資格を取り消すことができるものとする。この場合、当会は事前の通知催告を要せず、加盟店によるベリーグッドカードサービスの利用を直ちに中止させ、ベリーグッドカード端末機を撤去にすることができる。

(1) ベリーグッドカード又はへそPAYを偽造又は変造若しくは改ざんした場合

(2) ベリーグッドカード又はへそPAYを不正に使用・利用した場合

(3) その他、加盟店が本約款に違反した場合

(合意管轄裁判所)

第27条 加盟店は、本規約について紛争が生じた場合は、加盟店と当会の間で解決するものとする。万一訴訟を必要とする場合は、訴額に応じて、当会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとする。

(準拠法)

第28条 加盟店と当会の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとする。

(その他)

第29条 本規約に定めの無い事項については、ベリーグッドカード会にて協議し対処するものとする。のちに理事会へ報告し承認を求める。